



鳥取県公報

平成16年11月25日(木)
号外第178号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	県道の区域の変更(917)(道路課).....	1
	県道の供用の開始(918)(＃).....	2
	県道の路線の認定の一部改正(919)(＃).....	2

告 示

鳥取県告示第917号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成16年11月25日から2週間鳥取県県土整備部道路課(鳥取市東町一丁目220)において一般の縦覧に供する。

平成16年11月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	変 更 前 後 別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
鳥取鹿野倉 吉線	変更前	東伯郡三朝町大字三朝字塚田966 - 1地先から同町大字大瀬字上畑99 - 1地先まで	5.8~91.0	2,169.0
		東伯郡三朝町大字三朝字棕谷口987 - 3地先から同地先まで	18.5~19.5	19.0
	変更後	東伯郡三朝町大字三朝字塚田966 - 1地先から同町大字大瀬字上畑99 - 1地先まで	11.3~91.0	1,984.0
三朝温泉木 地山線	変更前	東伯郡三朝町大字三朝字森崎774 - 29地先から同大字字山根772 - 30地先まで	7.5~7.5	10.0
	変更後	東伯郡三朝町大字横手字川向480地先から同町大字三朝字山根772 - 30地先まで	5.8~52.0	2,011.0

路 線 名	区 間	変 更 前 後 別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
岩美八東線	岩美郡岩美町大字河崎字上屋敷203 - 3地先から同大	変更前	17.0~35.0	144.0

字字向畑177 - 4地先まで	変更後	11.0~20.0	142.0
-----------------	-----	-----------	-------

鳥取県告示第918号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成16年11月25日から2週間鳥取県県土整備部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成16年11月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	区 間	供用開始の期日
鳥取鹿野倉吉線	東伯郡三朝町大字三朝字塚田966 - 1地先から同町大字大瀬字上畑99 - 1地先まで	平成16年11月25日
岩美八東線	岩美郡岩美町大字河崎字上屋敷203 - 3地先から同大字字向畑177 - 4地先まで	〃
三朝温泉木地山線	東伯郡三朝町大字横手字川向480地先から同町大字三朝字山根772 - 30地先まで	〃

鳥取県告示第919号

昭和44年鳥取県告示第506号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

平成16年11月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後				改 正 前			
整理番号	路 線 名	起 点	重要な経過地	整理番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点				終 点	
273	三朝温泉木地山線	東伯郡三朝町大字横手		273	三朝温泉木地山線	東伯郡三朝町大字三朝	
		東伯郡三朝町大字木地山				東伯郡三朝町大字木地山	
略				略			